

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社J・スタッフ（以下「甲」という。）と労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣労働者として業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に記載の、「対応する一般労働者の平均賃金」に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する「地域指数」を乗じたものに、退職金指数を乗じた金額を上乗せしたものとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和3年職業安定業務統計」（厚生労働省）の小分類とする。

（二）通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

（1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職金5%上乗せ後）と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務との同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

3等級：10年

2等級：5年

1等級：0年

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇給は勤務成績等に応じて別表2に規定する号棒の範囲内で決定するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣および契約スタッフ就業規則第36条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、自宅から勤務場所までの片道直線距離が2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額に対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものの5%の額を前払い退職金相当とし、通達第3の4に基づく基本給・手当等との合算による比較方法により対応するものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、每期ごと年1回行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員給与規定第38条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される教育訓練規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして、派遣及び契約スタッフ就業規則第28条～第35条、第47条を適用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣スタッフ教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間とする。

2023年3月25日

甲 代表取締役社長

松田 宣久



乙 従業員代表

中村 直加

